

大分県報

令和四年
第三一四号
六月七日

（火曜日）

目次

規則

災害救助法施行細則の一部改正……………一

告示

指定希少野生動物植物の指定案……………一

県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………二

鳥獣保護区特別保護地区の指定に係る公聴会の開催……………二

公有水面埋立工事のしゅん功認可……………二

建築基準法による道路位置の指定……………三

教育委員会告示

口頭により開示請求することができる個人情報の一部改正……………三

取用委員会告示

土地収用法による裁決手続の開始……………三

公告

落札者等の公示……………四

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年六月七日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

大分県規則第三十二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年大分県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

告示

大分県告示第二百六十三号

大分県希少野生動物植物の保護に関する条例（平成十八年大分県条例第十四号）第九条第一項の規定により、次に掲げる希少野生動物植物を指定希少野生動物植物として指定する予定であるので、同条第三項の規定により、指定案を縦覧に供する。

なお、指定案について意見のある利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に対し、当該指定案についての意見書を提出することができる。

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一の一の二の（一）の（2）、同表の二の（一）の（三）、同表の六の（一）、同表の八の（三）の（2）及び同表の十一の（二）の規定は、令和四年四月一日から適用する。

附則

別表第一の一の二の（一）の（2）中「五、七二四、〇〇〇円」を「六、二八五、〇〇〇円」に改め、同表の二の（一）の（三）中「一、一六〇円」を「一、一八〇円」に改め、同表の三の（一）のイの表中「二八、八〇〇円」を「二八、七〇〇円」に、「二四、二〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に、「三五、八〇〇円」を「三五、六〇〇円」に、「四二、八〇〇円」を「四二、五〇〇円」に、「五四、二〇〇円」を「五三、九〇〇円」に、「七、九〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「三一、二〇〇円」を「三一、〇〇〇円」に、「四〇、四〇〇円」を「四〇、一〇〇円」に、「五六、二〇〇円」を「五五、八〇〇円」に、「六五、七〇〇円」を「六五、三〇〇円」に、「八二、七〇〇円」を「八二、二〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一一、三〇〇円」に改め、同表の三の（一）のロの表中「八、三〇〇円」を「八、二〇〇円」に、「一一、四〇〇円」を「一一、三〇〇円」に、「二一、三〇〇円」に、「二五、一〇〇円」を「二五、〇〇〇円」に、「二九、〇〇〇円」を「二八、九〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を「一九、九〇〇円」に、「一三、〇〇〇円」を「一二、九〇〇円」に、「二八、四〇〇円」を「二八、三〇〇円」に、「二一、九〇〇円」を「二一、八〇〇円」に、「二七、六〇〇円」を「二七、四〇〇円」に改め、同表の六の（一）の（1）中「五九五、〇〇〇円」を「六五五、〇〇〇円」に改め、同表の六の（一）の（2）中「三〇〇、〇〇〇円」を「三一八、〇〇〇円」に改め、同表の八の（一）の（2）中「四、五〇〇円」を「四、七〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、五〇〇円」に改め、同表の九の（一）の（三）中「二二五、二〇〇円」を「二一三、八〇〇円」に、「二七二、〇〇〇円」を「二七〇、九〇〇円」に改め、同表の十一の（一）中「一三七、九〇〇円」を「一三八、三〇〇円」に改める。

令和四年六月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 指定する希少野生動物

サワギキョウ(キキョウ科)

ミズチドリ(ラン科)

フウラン(ラン科)

ベニバナヤマシヤクヤク(ケナシベニバナヤマシヤクヤクを含む)(キンポウゲ科)

シオマネキ(スナガニ科)

二 指定の理由

個体の生育又は生息環境の著しい悪化等により、その種の存続に支障を来すおそれがあり、特に保護を図る必要があるため。

三 指定案の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

大分県生活環境部自然保護推進室

2 縦覧期間

令和四年六月七日から同月二十日まで

大分県告示第二百六十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第十五項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第十八項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和四年六月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名

地区名

縦覧期間

縦覧場所

県営経営体育成基盤整備事業(区画整理)

高源寺地区

令四・六・七から
令四・六・二七まで

竹田市役所

大分県告示第二百六十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二

十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和四年六月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一日時

令和四年六月三十日 午後二時三十分

二 場所

大分県玖珠総合庁舎 二階 中会議室

玖珠郡玖珠町大字塚脇百三十七番地一

三 意見を聴く事項

角埋山鳥獣保護区特別保護地区(玖珠町大字森の角埋山鳥獣保護区のうち、角埋神社周辺部を含む天然林からなる面積五ヘクタールの区域)の指定

大分県告示第二百六十六号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。

令和四年六月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 しゅん功認可の年月日

令和四年六月七日

二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 広 瀬 勝 貞

三 埋立ての区域

1 位置

大分市大字大平字浦迫九八九番一及び九八七番一並びに字古幸谷九六四番五の地先の国有海浜地先の公有水面

2 区域

次の一から一二までの各地点を順次に結んだ線及び一の地点と二の地点を結ぶ平成二十九年の秋分の満潮位(T・P・プラス一・一三メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

一の地点 大分市にある国土地理院小幸幸三等三角点（北緯三三度一分四秒三三四六九、東経一一一度五〇分四九秒八八五一）から九二度五一分四〇秒一、七八二・四四メートルの地点

二の地点 一の地点から二五〇度〇五分三八秒 四・五二メートルの地点

三の地点 二の地点から二六六度〇四分一〇秒 六・七一メートルの地点

四の地点 三の地点から二六六度〇四分三七秒 二〇・〇〇メートルの地点

五の地点 四の地点から二六六度〇三分二〇秒 一〇・〇〇メートルの地点

六の地点 五の地点から二六六度一分二五秒 七・三〇メートルの地点

七の地点 六の地点から二四〇度〇七分一三秒 三・一六メートルの地点

八の地点 七の地点から二四〇度〇一分〇二秒 一〇・〇一メートルの地点

九の地点 八の地点から二四〇度〇四分一三秒 一〇・〇〇メートルの地点

一〇の地点 九の地点から二三九度四分三〇秒 二・三四メートルの地点

一一の地点 一〇の地点から二六八度二六分〇四秒 七・一八メートルの地点

一二の地点 一一の地点から二六八度〇四分一三秒 一一・〇二メートルの地点

3 面積 五百二十・九一平方メートル

四 埋立ての免許の年月日及び番号

平成三十一年四月十七日 指令河第一号

五 閲覧の場所

大分市役所

大分県告示第二百六十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和四年六月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
大土第三一七号	由布市湯布院町川北字門出二二六〇番四及び二二六〇番三	令四・五・二〇	メートル 四・〇〇	メートル 三四・一二

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第三号

口頭により開示請求することができる個人情報（平成十四年大分県教育委員会告示第八号）の一部を次のように改正する。

令和四年六月七日

大分県教育委員会

表の大分県立特別支援学校の高等部及び専攻科の入学者選考の項中「の入学者選考」の下に「（大分県立さくらの杜高等支援学校に係るものを除く。）」を加え、「前期入学者選考」を「第一次入学者選考」に、「後期入学者選考で」を「第二次入学者選考で」に改め、「。ただし、後期入学者選考が行われた場合は、当該入学者選考の合格発表の日の翌日からその年の三月三十一日まで」を削り、「受験した」を「受験した」に改め、同項の次に次のように加える。

大分県立さくらの杜高等支援学校入学者選考	<p>一 第一次入学者選考で実施した学力検査の教科別得点、作業能力検査の得点、運動能力検査の得点、面接の得点及びそれらの合計点</p> <p>二 第二次入学者選考で実施した学力検査の教科別得点、作業能力検査の得点、運動能力検査の得点、面接の得点及びそれらの合計点</p>	<p>入学者選考の別に 応じて、それぞれ 大分県教育委員会 が別に定める期間</p>	<p>県立さくらの杜高等支援学校</p>
----------------------	---	--	----------------------

附則 この告示は、公示の日から施行する。

○収用委員会告示

大分県収用委員会告示第一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

令和四年六月七日

大分県報（告示・教育委告示・収用委告示）

大分県収用委員会

使用の方法

期間

道路構造物設置工事を行うための一時使用

明渡しの日の翌日から十二箇月間

一 起業者の名称
大分県

二 事業の種類
一般国道二百十二号改築工事（日田拡幅・大分県日田市大字三和字郷四郎地内から同市大字渡里字宮田地内まで）並びにこれに伴う県道改築工事及び農業用水路付替工事

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

1 収用の部分

四 土地所有者の氏名及び住所
石井 嘉時
日田市大字庄手六百八十五番地五十五

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日
令和四年五月二十四日

○公告

次とおり落札者等について公示する。

令和四年六月七日

大分県立病院長 佐藤 昌司

一 落札に係る物品等の名称及び数量
調剤支援システム一式（本体及び周辺機器の搬入・設置並びに現有機器の撤去を含む。）

二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
大分県立病院事務局会計管理課
大分市豊饒二丁目八番一号

三 落札者を決定した日
令和四年五月十一日

四 落札者の氏名及び住所
株式会社アステム 代表取締役 吉村 次生
大分市西大道二丁目三番八号

五 落札金額
七千六百七十八万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

七 一般競争入札を公告した日
令和四年三月二十五日

土地の所在		地番		地目		地積		裁決手続の開始を決定した面積
公簿	現況	公簿	実測	公簿	実測	公簿	実測	
日田市大字三和字官泰		九八九番一〇	九八九番一	雑種地	雑種地	平方メートル 一四〇・〇〇	平方メートル 一四〇・八三	平方メートル 〇・〇一
日田市大字三和字官泰		九八九番一	九八九番一	雑種地	雑種地	平方メートル 一三九・〇〇	平方メートル 一三九・二九	平方メートル 三・七一
日田市大字三和字官泰		九八九番一	九八九番一	雑種地	雑種地	平方メートル 三三三・〇〇	平方メートル 三三三・一七	平方メートル 〇・一八

土地の所在		地番		地目		地積		裁決手続の開始を決定した面積
公簿	現況	公簿	実測	公簿	実測	公簿	実測	
日田市大字三和字官泰		九八九番一	九八九番一	雑種地	雑種地	平方メートル 一四〇・〇〇	平方メートル 一四〇・八三	平方メートル 一四〇・八二
日田市大字三和字官泰		九八九番一	九八九番一	雑種地	雑種地	平方メートル 三三三・〇〇	平方メートル 三三三・一七	平方メートル 三二・九九

(2) 使用の方法及び期間